



CORNES INSURANCE BROKERS LIMITED

# ストライキ保険について

*Strike & Delay Insurance*

*Cornes Insurance Brokers Limited*

日本に於ける連絡先：

コーンズ・インシュアランス・ブローカーズ株式会社  
東京都港区芝3丁目5番1号 コーンズ ハウス

Tel : 03-6400-3745

ストライキ保険担当：関野 守

E-mail : [msekino@cib.co.jp](mailto:msekino@cib.co.jp)



# Contents

---

1. ストライキ・クラブの概要
2. 引受クラス (Class I、II and III)
3. 各クラスの主な填補危険
4. ストライキ・クラブの填補の特質
5. Basis of Underwriting (引受基準)
6. Basis of Recovery (回収基準)

<http://www.thestrikeclub.com>



# ストライキ・クラブの概要

---

- The Shipowners' Mutual Strike Insurance Association (Bermuda) Limited – 通称、“The Strike Club”
- 1957年、相互保険組合（P & I 保険組合と組織形態が類似）として設立
- 船主および傭船者に財政的困難を引き起こすストライキ等の労働争議による遅延損害を填補する。その後、ストライキ危険以外の事由による遅延損害をも填補
- クラブは組合員の中から選出された理事と管理会社（Strike Club Management Ltd.）により運営される



# ストライキ・クラブの概要

つづき

- 40カ国以上、400社を超える組合員、加入船舶は延べ5,500隻以上、年間総保険料1,800万ドル、支払備金の額はおよそ3,000万ドルを積み立てている
- 保険年度は毎年2月1日より12ヶ月
- Advance Call
- Potential Supplementary Call (Closing Call)
- General Increase
- 保険年度は終了後、15ヶ月以内に締められる



# 引受クラス (Class I, II & III)

---

- Class I – 陸上での出来事の間  
の遅延を填補(定款8条)
- Class II – 陸上での出来事  
の終了後の異常な船混みによる遅延を填補(定款9条)
- Class III – 船上での出来事、衝突、座礁、  
座洲の間の遅延を填補(定款10条)



# 各クラスの主な填補危険

## クラス I & II — (Strike Cover)

---

- 港湾労働者のストライキ（港湾労働者・行政官・税官吏・水先案内人・水門管理者・・・）
- 陸上の労働者のストライキ（鉱山労働者、工場労働者・・・）
- トラック運転手、漁業労働者による封鎖



# 各クラスの主な填補危険

## クラス I & II — (Delay Cover)

---

- 火災、爆発又は陸上の機械故障、（港湾・鉄道設備等・・・）
- 自然災害（地震、隆起、地すべり・・・）
- 港湾当局者による水路の部分的又は全面的封鎖
- 港又は水路の物理的障害物



# 各クラスの主な填補危険

## クラス III

---

### (Strike Cover)

- 乗組員および士官のストライキ

### (Delay Cover)

- 船内での密航者の発見、洋上での難民の救助  
または人命救助
- 衝突、座礁、座洲または固定物または浮遊物  
との衝突
- 乗組員または士官の脱船
- 船内の人々の病気、けが、または死亡



## ストライキ・クラブの填補の特質

---

- P & I 保険のような賠償責任がない
- 保険年度内のクレーム件数は無制限
- クラス I & II の合同クレームの場合、控除は1回のみ適用
- 定款15条(d) により損害防止費用が回収される
- 簡単なクレームは4週間以内に決済される
- 保険年度は終了後、15ヶ月以内に締められる



## Basis of Underwriting (引受基準)

---

- 組合への加入はいつでも可能
- 加入金額は、船主の場合は、公正に見積もられた1日あたりの船舶運航経費、傭船者の場合は、その傭船料
- 填補日数と控除日数はあらかじめマネジャ(Strike Club Management Ltd)と組合員との間で取り決められる
- 保険料は1日あたりの加入金額(Daily Entered Sum)に料率を掛けた額、例えば、加入金額\$10,000で料率が120%であれば、保険料は\$12,000



## Basis of Recovery (回収基準)

- 控除日数を除いた遅延日数に1日あたりの加入金額を乗じた額、例：填補日数 - 30日、控除日数 - 3日(30/3)  
加入金額 - \$10,000、総遅延日数 - 20日  
 $\$10,000 \times 17 \text{ days} = \$170,000$ が回収される
- 定款15条(d)  
遅延を最小限にするか、または回避するために生じた費用（例えば、ストライキが行われている港を避けるため、離路し、そのために余分な費用が生じた場合）は回収可能